

トンボ池等湿地環境再生検討会の運営について（案）

（主旨）

トンボ池等湿地環境再生検討会（以下「検討会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

（傍聴）

1. 検討会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ① 委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ② 私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ③ 会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ④ 携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑤ フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の座長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑥ 会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑦ その他、議事の妨げになるようなことは遠慮願います。
4. 検討会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または座長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

（情報公開）

検討会資料及び議事録については、木曽川上流河川事務所、水辺共生体験館及び笠松町で公表しますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。